

青葉台4丁目町会互助規約

町会会則第3条の目的を達成するため次のとおり定める。

(慶事の場合)

第1条 町会は、次の慶事に該当する会員家族（当町会に籍を置く者。以下同じ）に対し祝い金を贈呈する。

- ①小学校入学 2, 000円
- ②出生 3, 000円

(弔事の場合)

第2条 会員、会員家族は、弔事が発生した場合速やかに班長を通じて地区長に連絡する。地区長は、手伝いの要否、回覧の範囲（町内全域、地区内、班内、回覧無しなど）等についてご遺族の意向を確認し、手伝いの調整・準備・回覧の準備等を行う。尚、従来の「至急回覧」については、廃止する。

(香典)

第3条 香典は、次を基準とする。

- ①会員、会員家族の場合
町会は、会費から10, 000円を支出する。
- ②青葉台町会長（4丁目を除く）に弔事があった場合は、青葉台町会協議会として決定した金額を親睦交際上、町会費から支出する。

(災害見舞、その他の見舞：大規模災害を除く)

第4条 天災、人災による家屋の破壊および火災の発生並びにその他町会役員会において必要と認めた場合は、第2条と同様の連絡等を行い次の見舞金を支払う。但し、手伝い等の実行は、町会長の指示によるものとする。

- ①災害見舞は、都度役員間で協議をするが次を基準とする。
被害、その他の状況により、1世帯当たり20, 000円を限度として町会費から支出する。
- ②その他の見舞は、4丁目町会役員会において必要と認めた場合で、その見舞金の額も協議して決める。

(返礼、謝礼の辞退)

第5条 本規約は、町会会則の目的達成の一環として定めるものであり、互助精神の高揚と親睦を基調としたものであって、返礼または手伝い等に対する謝礼の授受は、行わないことを原則とする。

以上

青葉台4丁目町会互助規約

改定経歴表

改訂日	改訂内容	承認日
2005/3/27 平成17年3月27日	基準	
2019/3/24 平成31年3月24日	第1条 (慶事の場合) 記念品を祝い金に変更 金額を明記	2019/3/24 平成31年3月24日
	第2条 (弔事の場合) 至急回覧の廃止 手続を実情と合わせた	
	第3条 (手伝い) 当然実施すべき事項なので削除した	
	第4条 (香典) 第3条として規定 班内の個別の香典の規定を削除した 町会からの香典額を10,000円に統一	
	第5条 (災害の場合) 当然実施すべき事項なので削除した	
	第6条 (災害見舞) 第4条 (災害見舞、その他の見舞) として規定 その他の見舞を追加 その他の見舞は、例えば町会行事への町会参加者の事故、会計等役員の町会財産の盗難事故等	
	第7条 (返礼、謝礼の辞退) 第5条として規定	